2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号。以下「規程」という。）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。）。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】

土木工事において、開札時に平成21・22年度中日本高速道路株式会社一般競争の参加資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）
でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるア）及びイ）の工事の施工実績を有すること。なお、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

ア）土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が20万㎥以上ある道路土工工事

イ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が60㎡以上で延長0.6㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

ア）土工量(切土量又は盛土量の大きい方)が10万㎥以上ある道路土工工事

イ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長が0.3㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、土工工事に係る工事の経験を有する技術者は土工工事の工事現場が稼動（準備工は含まない）している期間、トンネル工事に係る工事の経験を有する技術者はトンネル工事の工事現場が稼動（準備工は含まない）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げるア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い）また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

土工工事

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が10万㎥以上ある道路土工工事

トンネル工事

イ）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.3㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　記３⑵に示す評価項目①～④の全項目において提案があり、提案書が所定の枚数を超えていない者、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えていない者、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料の提出を求め、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価基準　工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項の評価項目及び評価基準は下記のとおりとし、評価項目①～④の全項目において、１項目でも提案がない又は提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えている場合は不適格とする。